

株 主 各 位

大阪市中央区備後町二丁目 4 番 9 号

東邦金属株式会社

代表取締役社長 三喜田 浩

第66回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時45分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---|---|
| 1. 日 | 時 | 平成28年 6 月28日（火曜日） 午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 大阪市中央区今橋四丁目 4 番11号 大阪倶楽部 4 階 |
| 3. 目 的 事 項 | | |
| 報告事項 | | 第66期（平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件 |
| 決議事項 | | |
| 第 1 号議案 | | 取締役 7 名選任の件 |
| 第 2 号議案 | | 監査役 1 名選任の件 |
| 第 3 号議案 | | 補欠監査役 1 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.tohokinzoku.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）におけるわが国経済は、12月までは、政府の経済政策や日銀の金融緩和策を背景に輸出企業を中心とした企業業績の回復や雇用・所得環境に改善がみられ、景気は緩やかな回復が続いておりましたが、米国の利上げ後、平成28年1月に入り、低迷している新興国からの投資資金の流出や現地通貨安に拍車がかかり、加えて原油等の国際商品価格の下落や中国経済の減速による世界同時株安、急速な円高が進み、これらの対策として日銀がマイナス金利政策を導入しましたが、即効的な効果がみられず、日本経済を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。

このような状況下、当社は安定した利益の確保を最重要課題に掲げ、売上高の確保及び材料歩留改善、生産性改善、購入価格低減、固定費削減などの原価低減活動に注力しましたが、太陽光パネル等の製造方法の変革に伴う消耗資材の販売減少、顧客の在庫調整による自動車用部品販売の減少や原材料価格の下落等により、売上高は、前期 3,764百万円に対し11.9%減の3,315百万円となりました。

損益面は、鋭意、原価低減活動に努めましたが、売上の減少をカバーすることができず、また原材料価格の下落に伴う在庫評価減により、営業損失73百万円（前期 営業利益72百万円）、経常損失66百万円（前期 経常利益95百万円）、当期純損失58百万円（前期 当期純利益72百万円）となりました。

セグメント区分別の状況は、次のとおりであります。

（電気・電子）

タングステン・モリブデン製品は、モリブデン製品の減少に対し、タングステン製品の拡販に努めましたが、売上高は、前期比73百万円減の1,595百万円（前期 1,669百万円）となりました。

合金及び電気・電子部品は、光通信用製品の拡販により、売上高は、前期比70百万円増の528百万円（前期457百万円）となりました。

その他製品は、太陽光パネル用の消耗資材販売の減少及び顧客の在庫調整によ

る自動車用部品販売の減少により、売上高は、前期比453百万円減の767百万円（前期1,220百万円）と大幅な減少となりました。

この結果、電気・電子合計の売上高は、前期比456百万円減の2,890百万円（前期3,346百万円）、営業損失は82百万円（前期 営業利益52百万円）となりました。

（超硬合金）

超硬合金は概ね堅調に推移し、売上高は424百万円（前期417百万円）となり、営業利益は8百万円（前期20百万円）となりました。

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当事業年度における設備投資の総額は87百万円であり、主な内容は、設備の更新及び生産改善設備であります。これに要した資金は自己資金によっております。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 63 期 (平成25年3月期)	第 64 期 (平成26年3月期)	第 65 期 (平成27年3月期)	第66期(当事業年度) (平成28年3月期)
売 上 高 (千円)	3,355,170	3,721,762	3,764,391	3,315,165
経 常 利 益 (千円) (△は損失)	△426,890	43,907	95,551	△66,317
当 期 純 利 益 (千円) (△は純損失)	△822,055	91,171	72,474	△58,283
1株当たり当期純利益 (円) (△は純損失)	△35.40	3.93	3.12	△2.51
総 資 産 (千円)	4,102,935	4,309,406	4,602,302	4,191,782
純 資 産 (千円)	1,913,070	2,006,594	2,114,022	1,985,633
1株当たり純資産 (円)	82.41	86.48	91.13	85.60

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産は期末発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数に基づき算出しております。

(4) 対処すべき課題

適正な利益を継続的に確保すべく、以下の重点政策に取り組んで参ります。

- ① 販売力・購買力の強化
 - ・新規製品の販売活動の強化及び既存製品の拡販。
 - ・価格競争力を高め、利益基盤を強化するためグローバルでの最適購買を目指す。
- ② モノづくり力を高める
 - ・工法改革、ロボット導入、作業管理の強化による生産性の向上。
 - ・納期短縮改善及び顧客迷惑度“0”の品質を目指し、顧客信頼度を高める。
- ③ 技術・開発力の向上
 - ・開発マネジメントの強化を図り、研究開発効率を高める。
 - ・販売活動と連動した戦略的商品の開発により拡販に貢献する。
 - ・市場ニーズを先取りした商品開発。
- ④ 企業価値の向上
 - ・ガバナンスの強化及び内部統制の強化。
 - ・安全、安心な快適職場を目指す。
 - ・人、地域、地球にやさしいE C Oライフの実現。

株主の皆様には、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成28年 3月31日現在）

タングステン・モリブデン部門	蛍光灯及びハロゲンランプ用ワイヤー、放電灯用タングステン電極、高純度タングステン線棒及び加工部品、タングステン釣糸、照明灯用サポート・アンカー・マンドレル及びリード用ワイヤー、高温炉用構造部品、マグネトロン部品、タングステン・モリブデン板及び板加工品、T I G溶接用電極、放射線防護服
合金及び電気・電子部品部門	銅タングステン及び銀タングステン合金製品、タングステン接点、タングステン重合金製品
超 硬 合 金 部 門	削岩機用・穿孔機用の各種ビット、都市土木用各種ビット、耐摩耗部品、鉱山用・耐摩耗用及び切削用超硬合金チップ、軟弱地盤穿孔用補助工具システム、地雷除去機用部品
そ の 他 部 門	各種焼結電極、溶湯测温用モリブデン合金シース、砥粒

(6) 主要な営業所及び工場（平成28年 3月31日現在）

営 業 所	本 社	大阪市中央区
	東 京 支 店	東京都港区
工 場	門 司 工 場	北九州市門司区
	寝 屋 川 工 場	大阪府寝屋川市

(7) 使用人の状況（平成28年 3月31日現在）

使用人数（前事業年度末比）	平 均 年 令	平 均 勤 続 年 数
139名（4名減）	38.1才	16.3年

- (注) 1. 上記使用人数は正社員数であり、使用人兼務取締役は含まれておりません。
2. この他、派遣及びパートタイマー等臨時従業員数は145名であります。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	480,000
株式会社伊予銀行	358,260
株式会社商工組合中央金庫	177,481
日本生命保険相互会社	82,500
株式会社みずほ銀行	50,000

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
(2) 発行済株式の総数 23,380,012株
(3) 事業年度末の株主数 2,845名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
太陽鋳工株式会社	7,046,250	30.38
双日株式会社	1,268,000	5.47
共栄火災海上保険株式会社	1,172,700	5.06
日本証券金融株式会社	798,000	3.44
株式会社三菱東京UFJ銀行	663,942	2.86
株式会社三井住友銀行	549,510	2.37
三菱UFJ信託銀行株式会社	482,520	2.08
嶋政人	420,000	1.81
東邦金属協力会社持株会	381,099	1.64
株式会社SBI証券	372,000	1.60

(注) 持株比率は自己株式（183,409株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	三喜田 浩		
専 務 取 締 役	梶 原 正	管理部門担当	
常 務 取 締 役	藤 原 一 信	営業・工場部門担当	
取 締 役	森 本 幾 雄	経理部長	
取 締 役	鈴 木 一 史		太陽鉱工株式会社常務取締役
常 勤 監 査 役	法 福 英 志		
監 査 役	飯 島 宗 文		
監 査 役	深 瀬 真 一		日本精化株式会社取締役執行役員管理本部長兼経理部長

- (注) 1. 取締役 鈴木一史氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役 飯島宗文及び監査役 深瀬真一の両氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数 (名)	報 酬 等 の 額 (千円)
取 締 役	5	63,695
監 査 役	3	14,709
合 計	8	78,404

- (注) 1. 上記報酬等の額には社外取締役及び社外監査役に支払った報酬等の額を含めております。
2. 上記報酬等の額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額11,300千円（取締役9,200千円、監査役2,100千円）を含めております。
3. 上記報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与9,690千円は含まれておりません。
4. 昭和60年6月28日定時株主総会決議において、取締役の報酬限度額を月額7,000千円以内（但し、使用人給与とは含まない）、監査役の報酬限度額を月額2,000千円以内と定めております。

(3) 責任限定契約の概要

当社は、鈴木一史氏、法福英志氏、飯島宗文氏及び深瀬真一氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 鈴木一史氏は、太陽鋳工株式会社の常務取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の30.38%を保有する株主であり、当社は同社よりモリブデン原材料の購入を行っております。

監査役 深瀬真一氏は、日本精化株式会社の取締役を兼務しております。同社は当社の発行済株式の1.14%を保有する株主であります。同社と当社の間には取引関係はありません。

② 主要な取引先等の特定関係事業者との関係

取締役 鈴木一史氏の3親等以内の親族である鈴木一誠氏は、当社の主要な取引先である太陽鋳工株式会社の代表取締役社長であります。

③ 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	鈴 木 一 史	双日株式会社において海外業務をおこなった経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識に基づき企業経営について適切な意見を述べるとともに、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。取締役就任後、当事業年度に開催された取締役会10回のすべてに出席しております。
監 査 役	飯 島 宗 文	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。
監 査 役	深 瀬 真 一	当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。当事業年度開催の監査役会12回のすべてに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、経営トップとの意見交換会に参加するとともに、適宜事業所の現場往査を行っております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数（名）	報 酬 等 の 額（千円）
社外役員の報酬等の総額等	3	8,100

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 15,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 15,000千円

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、会計監査人の解任又は不再任の決定は、会計監査人の概要、欠格事由の有無、内部管理体制、独立性、監査報酬の水準、監査活動の適切性、妥当性、効率性等の職務の遂行に関する事項を総合的に判断する方針に基づき、検証の結果、会計監査人として相当性が認められない場合は、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該議案を株主総会へ提案いたします。

(5) 会計監査人が過去二年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した処分の内容

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止

③ 処分理由

- ・ 社員の過失による虚偽証明
- ・ 監査法人の運営が著しく不当

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 決議の内容の概要

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会におきまして、「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。

なお、本決議は適宜に改定をおこなっており、下記は最新の決議の内容であります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- a. 当社は取締役および使用人が法令、定款その他の社会的規範に従って事業を運営するため東邦金属行動憲章を宣言し、コンプライアンス体制の基盤となる東邦金属行動指針を策定しています。
- b. 東邦金属行動憲章の遵守を徹底するため、倫理規定その他の関連規定を整備するほか、内部監査室を設置しています。万一違反が発見された場合は、すみやかに当社のコンプライアンス委員会において報告し、その解決策を決定します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は法令および情報管理規定、プライバシー・ポリシー、株主さまの個人情報に関する方針その他の社内規定に基づき、適切に文書および情報の保存および管理をおこないます。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- a. 当社はISO9001およびISO14001の認証を受け、当社が損失の危険として最も重要視すべき品質管理および環境保全に対し、積極的に取り組んでいます。
- b. 各部長は、その担当する部門において発生する可能性がある安全衛生、環境・防災、品質、情報管理、知的財産その他の事業上のリスクを適切に把握・評価し、その発生の未然防止を図ります。
- c. 事業運営に重大な影響を与える経営危機が発生したときは、あらかじめ定める危機管理規定に従い、緊急対策本部を設置して対応します。

④ 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- a. 当社は取締役会を定期的に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等をおこないます。
- b. 取締役会の機能をより機動的かつ強化されたものとし経営の効率を向上させ

るため、毎月1回経営会議を開催しています。ここでは、経営に関する重要な事項について意思決定をおこなうほか、経営計画および経営方針を策定し発表をおこなっています。

- c. 日常的な業務については個別に決裁権限を定め、効率性と慎重性を兼ね備えた業務執行を実現しています。
- ⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役が使用人の設置を求めた場合は、当社は、その業務補助のため監査役スタッフを任命します。
 - b. 監査役スタッフの人事異動、報酬、懲戒その他の人事考課については、取締役が監査役の同意を得ておこなうものとします。
- ⑥ 監査役への報告に関する体制
- a. 取締役および使用人は、監査役に対して、法定の事項、当社に著しい影響をおよぼすおそれのある事項、毎月の経営状況として重要な事項、内部通報のあった事実その他の重要事項を遅滞なく報告するものとします。
 - b. 取締役または使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときは、これに応じるものとします。
 - c. 規定により整備している内部通報制度を通じ、使用人は監査役に対し匿名で通報することができるほか、取締役、使用人および監査役は通報した使用人が不利益な処遇を受けることがないように、十分な配慮を図るものとします。
- ⑦ 監査役が職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する体制
- 監査役から旅費交通費その他費用の前払いまたは償還の請求があったときは、その費用が職務に関するものと認められるかぎり、社内規定に従い迅速にお支払いいたします。
- ⑧ その他監査役が監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
- a. 監査役は、取締役会、経営会議その他の重要な会議に出席することができるものとします。
 - b. 監査役は、取締役、会計監査人および内部監査室と定期的な情報交換をおこなうなど、緊密な連携を保つものとします。

(2) 体制の運用状況の概要

取締役会は決議事項等を具体的に定めた社内規程に従って審議をおこない、迅速に意思決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

監査役は、監査役会で決定された監査方針、監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等の重要会議の出席、重要な決議書類の閲覧、代表取締役社長を含めた取締役、内部監査室、品質保証部ならびに会計監査人との間の情報交換等により監査の実効性を高めております。

内部監査室は法令・規程遵守の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施するとともに、通報制度の運用等を実施しております。

品質保証部は品質管理および環境保全の観点から、業務全般にわたる内部監査を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
ただし、比率、「使用人の状況」の平均年令、平均勤続年数、及び「財産及び損益の状況」の1株当たり情報は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年 3 月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,504,610	流 動 負 債	1,204,806
現 金 及 び 預 金	303,180	支 払 手 形	147,966
受 取 手 形	261,479	買 掛 金	215,666
売 掛 金	865,042	短 期 借 入 金	430,000
商 品 及 び 製 品	122,682	1年内返済予定の長期借入金	192,552
仕 掛 品	621,552	リ ー ス 債 務	33,281
原材料及び貯蔵品	306,752	未 払 金	92,431
前 払 費 用	27,708	未 払 法 人 税 等	12,247
そ の 他	6,128	未 払 費 用	21,252
貸 倒 引 当 金	△9,918	前 受 金	101
固 定 資 産	1,687,171	預 り 金	6,310
有形固定資産	1,135,104	賞 与 引 当 金	46,846
建 物	133,563	設 備 関 係 支 払 手 形	6,148
構 築 物	11,117	固 定 負 債	1,001,341
機 械 及 び 装 置	92,647	長 期 借 入 金	525,689
車両運搬具及び工具器具備品	32,924	リ ー ス 債 務	44,140
土 地	782,785	繰 延 税 金 負 債	48,607
リ ー ス 資 産	82,065	退 職 給 付 引 当 金	295,245
無形固定資産	26,607	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	61,165
ソ フ ト ウ ェ ア	5,495	環 境 対 策 引 当 金	15,701
ソフトウェア仮勘定	12,030	資 産 除 去 債 務	10,791
リ ー ス 資 産	4,997	負 債 合 計	2,206,148
電 話 加 入 権	4,084	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	525,459	株 主 資 本	1,804,063
投 資 有 価 証 券	389,181	資 本 金	2,531,828
関 係 会 社 株 式	16,435	資 本 剰 余 金	237,794
そ の 他	131,892	そ の 他 資 本 剰 余 金	237,794
貸 倒 引 当 金	△ 12,050	利 益 剰 余 金	△ 939,013
資 産 合 計	4,191,782	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 939,013
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 939,013
		自 己 株 式	△ 26,546
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	181,570
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	181,570
		純 資 産 合 計	1,985,633
		負債及び純資産合計	4,191,782

損 益 計 算 書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,315,165
売 上 原 価		2,875,595
売 上 総 利 益		439,569
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		513,476
営 業 損 失		73,906
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,328	
為 替 差 益	4,824	
補 助 金 収 入	2,883	
そ の 他	1,990	24,025
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	15,369	
そ の 他	1,066	16,435
経 常 損 失		66,317
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	14,993	14,993
税 引 前 当 期 純 損 失		51,323
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	7,207	
法 人 税 等 調 整 額	△ 247	6,959
当 期 純 損 失		58,283

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

項 目	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
平成27年4月1日残高	2,531,828	237,794	237,794	△880,729	△880,729	△26,260	1,862,633
事業年度中の変動額							
当 期 純 損 失				△58,283	△58,283		△58,283
自己株式の取得						△286	△286
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△58,283	△58,283	△286	△58,569
平成28年3月31日残高	2,531,828	237,794	237,794	△939,013	△939,013	△26,546	1,804,063

項 目	評価・換算差額等		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成27年4月1日残高	251,389	251,389	2,114,022
事業年度中の変動額			
当 期 純 損 失			△58,283
自己株式の取得			△286
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	△69,818	△69,818	△69,818
事業年度中の変動額合計	△69,818	△69,818	△128,388
平成28年3月31日残高	181,570	181,570	1,985,633

個 別 注 記 表

1. 記載金額につきましては、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
ただし、1株当たり情報については表示単位未満を四捨五入して表示しております。

2. 重要な会計方針
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

 - (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品	先入先出法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)
原材料及び貯蔵品	移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

 - (3) デリバティブ
 時価法

 - (4) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)	定率法。ただし、平成10年4月1日以後取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法。なお、電気・電子部品生産設備の一部については当社所定の耐用年数(3年)によっております。 また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。
無 形 固 定 資 産 (リース資産を除く)	定額法 自社利用のソフトウェアは社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
リ ー ス 資 産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

 - (5) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金	売上債権・貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-----------	--

賞 与 引 当 金	従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。
役員賞与引当金	役員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。 なお、当事業年度においては、支給見込額がないため計上しておりません。
退職給付引当金	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（４年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。
役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。
環境対策引当金	環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。
(6) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
(7) ヘッジ会計の方法	原則として繰延ヘッジ処理によっております。但し、ヘッジ有効性がない取引については評価差額を損益として処理しております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
ヘッジ会計の方法	当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。 ヘッジ手段……金利スワップ ヘッジ対象……借入金
ヘッジ手段とヘッジ対象	デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。
ヘ ッ ジ 方 針	

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(8) 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

有形固定資産	827,261千円
投資有価証券	227,707千円
合計	1,054,969千円

上記に対応する債務

1年内返済予定の長期借入金	192,552千円
長期借入金	525,689千円
合計	718,241千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 6,396,097千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

金銭債権の金額	216千円
金銭債務の金額	11,395千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	1,160千円
仕入高	85,384千円
受取利息及び配当金	2,948千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
	株	株	株	株
普 通 株 式	23,380,012	—	—	23,380,012

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
	株	株	株	株
普 通 株 式	181,498	1,911	—	183,409

(注) 増加は単元未満株式の買取によるものであります。

(3) 配当に関する事項

該当事項はありません。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理手続きに沿ってリスク低減を図っております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて為替予約等を利用してヘッジしております。

投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。また、外貨建ての営業債務は為替の変動リスクに晒されておりますが、概ね同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは内部管理規程により、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額(*)	時 価(*)	差 額
(単位：千円)			
(1) 現金及び預金	303,180	303,180	—
(2) 受取手形	261,479	261,479	—
(3) 売掛金	865,042	865,042	—
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	386,512	386,512	—
(5) 支払手形	(147,966)	(147,966)	—
(6) 買掛金	(215,666)	(215,666)	—
(7) 短期借入金	(430,000)	(430,000)	—
(8) 長期借入金	(718,241)	(721,634)	3,393
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形、(6) 買掛金、(7) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(9)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、1年内返済予定の長期借入金については、その性質及び時価の算定方法が長期借入金と同様であるため、長期借入金に含めて注記しております。

(9) デリバティブ取引

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。なお、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、長期借入金の時価に含めて記載しております(上記(8)参照)。

(注2) 非上場株式(貸借対照表計上額2,668千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円)

① 流動の部

繰延税金資産（流動）	
たな卸資産評価損	24,931
賞与引当金	14,434
その他	9,180
繰延税金資産小計	48,546
評価性引当額	△48,546
繰延税金資産合計	－

② 固定の部

繰延税金資産（固定）		繰延税金負債（固定）	
税務上の欠損金	1,167,617	その他有価証券評価差額金	47,465
退職給付引当金	90,408	その他	1,142
減損損失	66,154		
ゴルフ会員権評価損	24,168		
その他	32,523		
繰延税金資産小計	1,380,873		
評価性引当額	△1,380,873		
繰延税金資産合計	－	繰延税金負債合計	48,607
		繰延税金負債（固定）の純額	48,607

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降に解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.22%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	85円60銭
(2) 1株当たり当期純損失	2円51銭

9. 重要な後発事象に関する注記

当社は、平成28年5月17日に現行の確定給付型の退職給付制度の一部について、平成28年6月1日から確定拠出年金制度に移行することを決定しております。この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用する予定であります。これにより、翌事業年度に特別利益36,000千円を計上する予定であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月20日

東邦金属株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 石田 博 信 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東邦金属株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、生産会議、コンプライアンス委員会、全社品質・環境管理委員会等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び工場等主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている当該体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムの整備に関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月23日

東邦金属株式会社 監査役会

常勤監査役	法	福	英	志	㊞
社外監査役	飯	島	宗	文	㊞
社外監査役	深	瀬	真	一	㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（5名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
1	み き た ひろし 三喜田 浩 昭和22年9月13日生	昭和45年4月 当社入社 平成8年4月 当社大阪営業部部長 平成12年7月 当社営業本部副本部長兼大阪営業部部長 平成13年7月 当社東京支店長兼営業本部副本部長兼大阪営業部部長兼東京営業部部長 平成14年6月 当社取締役東京支店長兼営業本部長 平成18年4月 当社取締役営業本部長 平成18年6月 当社取締役営業本部長兼大阪営業部長 平成19年4月 当社取締役営業本部長 平成20年6月 当社常務取締役営業部門兼技術開発部門兼品質保証部門担当 平成21年6月 当社常務取締役総務経理担当 平成22年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	42,000株
	(取締役候補者とした理由について) 三喜田浩氏は、代表取締役社長として取締役会を運営、統括し、経営者としての経験に基づく強いリーダーシップを有しており、経営戦略の実行、推進をする適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 数
2	ふじ わら かず のぶ 藤 原 一 信 昭和37年 1 月10日生	昭和60年11月 太陽鋳工株式会社入社 平成14年 7 月 同社営業部大阪支店長 平成18年10月 同社京都工場工場長 平成21年12月 同社福井工場工場長 平成25年 4 月 当社嘱託 平成25年 6 月 当社取締役営業本部長兼東京支店長 平成27年 6 月 当社常務取締役 現在に至る	5,000株
	(取締役候補者とした理由について) 藤原一信氏は、太陽鋳工株式会社において支店長及び工場長を歴任した経験に加え、当社取締役として経営に携わり、高い見識と能力を有していることから、収益改善を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		
3	ほう かく ひで し 法 福 英 志 昭和27年 3 月21日生	昭和49年 4 月 当社入社 平成14年10月 当社営業本部大阪営業部部长 平成18年 6 月 当社寝屋川工場工場長 平成20年 6 月 当社取締役寝屋川工場長 平成22年 6 月 当社常勤監査役 現在に至る	24,100株
	(取締役候補者とした理由について) 法福英志氏は、営業部門及び生産部門における豊富な経験と実績に加え、監査役としての豊富な経験に基づき、今後のコンプライアンス、コーポレートガバナンスの一層の向上を推進する適切な人材と判断し、新たに取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	もり もと いく お 森 本 幾 雄 昭和30年2月19日生	昭和53年4月 株式会社ニチリン入社 平成8年10月 同社経理部部长 平成25年6月 当社監査役 平成26年4月 株式会社ニチリン経理部主幹 平成26年6月 当社取締役経理部長 現在に至る	2,000株
	(取締役候補者とした理由について) 森本幾雄氏は、株式会社ニチリンにおける経理部部長の経験と実績に加え、当社監査役および取締役としての経験から、財務および会計の観点に立ち、経営効率化を推進する適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者となりました。		
5	すず き かず ふみ 鈴 木 一 史 昭和51年2月11日生	平成10年4月 日商岩井株式会社（現 双日株式会社）入社 平成17年7月 Sojitz (Malaysia) Sdn. Bhd. 出向 平成20年4月 Sojitz Taiwan Corporation（台湾 双日股份有限公司）出向 平成23年4月 双日株式会社 平成25年9月 同社 退社 平成25年10月 太陽鋳工株式会社入社 開発部部长 平成26年6月 同社取締役開発部部长 平成27年6月 同社常務取締役 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鋳工株式会社 常務取締役	0株
	(社外取締役候補者とした理由について) 鈴木一史氏は、双日株式会社において海外業務をおこなった経験に加え、当社に関する業界に精通し、幅広い見識を有していることから、社外取締役として適切な人材と判断し、引き続き社外取締役候補者となりました。なお、同氏が社外取締役に就任してからの年数は1年であります。		

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
6	こ ひ せい じ 小 樋 誠 二 昭和33年 6 月20日生	昭和56年 4 月 当社入社 平成18年 4 月 当社品質保証部部长 平成20年 4 月 当社深川工場工場長 平成22年 6 月 当社品質保証部部长 平成23年 4 月 当社門司工場工場長 平成25年 8 月 当社品質保証部部长 平成25年10月 当社内部監査室室長兼品質保証部部长 平成26年 4 月 当社寝屋川工場工場長 平成28年 4 月 当社生産本部本部長兼技術開発部部长 現在に至る	6,000株
	(取締役候補者とした理由について) 小樋誠二氏は、長年にわたり当社の生産部門および品質保証部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、各工場での豊富な工場運営の経験を生産および技術の側面から経営に活かせるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。		
7	いわ くま かず お 岩 隈 和 夫 昭和35年 7 月 4 日生	昭和59年 4 月 当社入社 平成25年 7 月 当社門司工場工場長 現在に至る	2,000株
	(取締役候補者とした理由について) 岩隈和夫氏は、長年にわたり当社の生産部門に携わった経験から、技術者としての幅広い知識を有し、また工場運営の経験を生産の側面から経営に活かせるものと判断し、新たに取締役候補者いたしました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 法福英志氏は、現在当社監査役であります。本総会終結の時をもって監査役を辞任いたします。
3. 鈴木一史氏は、社外取締役候補者であります。
4. 責任限定契約について
当社は監査役法福英志氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。なお、当社は同氏との間で同内容の契約を更新する予定はありません。
当社は社外取締役鈴木一史氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容で契約を継続する予定であります。

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役 法福英志氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任されます監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任の監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
やま した やす ゆき 山下 泰之 昭和31年1月16日生	平成15年1月 当社入社 平成25年10月 当社総務部部長 平成28年2月 当社嘱託 現在に至る	10,000株
(監査役候補者とした理由について) 山下泰之氏は、総務部部長を務めた経験に基づき、コンプライアンスの観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わって頂けるものと判断し、新たに監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約について
監査役候補者山下泰之氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
き むら とし ふみ 木 村 敏 文 昭和27年12月9日生	昭和50年4月 太陽鋳工株式会社入社 平成13年7月 同社経理部部长 平成18年5月 陽和興産株式会社監査役 現在に至る 平成18年5月 太陽ビルディング株式会社監査役 現在に至る 平成18年7月 太陽鋳工株式会社営業部大阪支店支店長 平成19年6月 同社取締役総務部長兼経理部長 平成25年4月 同社取締役福井工場長 平成25年8月 鈴木薄荷株式会社監査役 現在に至る 平成27年6月 太陽鋳工株式会社監査役 現在に至る (重要な兼職の状況) 太陽鋳工株式会社監査役 太陽ビルディング株式会社監査役 鈴木薄荷株式会社監査役 陽和興産株式会社監査役	0株
(補欠の社外監査役候補者とした理由について) 木村敏文氏は、太陽鋳工株式会社において経理部部长を務め、また多数の企業における監査役としての豊富な経験に基づき、財務及び会計の観点に立ち、且つ客観的な見地から、当社の監査に携わって頂けるものと判断し、引き続き補欠の社外監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木村敏文氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 責任限定契約について
 補欠監査役候補者木村敏文氏が当社監査役に就任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とすることを旨とする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される梶原 正氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役在任期間分については取締役会に、監査役在任期間分については監査役の協議にそれぞれご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

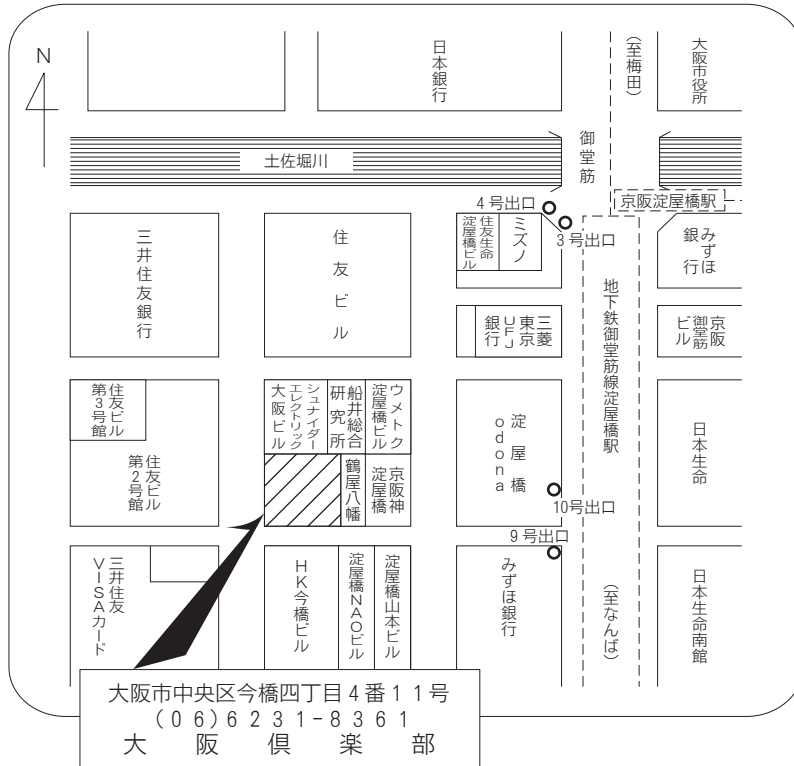
氏 名	略 歴
かじ はら ただし 梶 原 正	平成23年6月 当社監査役 平成25年6月 当社常務取締役 平成27年6月 当社専務取締役 現在に至る

以 上

〈メ 毛 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内



当会場の最寄り駅は、地下鉄(御堂筋線)及び京阪電鉄淀屋橋各駅より歩いて約7分

○印は、地下鉄(及び京阪電鉄)出入口

なお、会場の駐車場は利用できませんので、総会会場へは公共の交通機関をご利用ください。